

令和6年度広島大学第3年次編入学試験

法学部

問題「小論文」解答例等

問1

社会保険方式は、「保険事故」に備えて「保険料」を出し合い、保険事故に遭った場合には「保険給付」を受け取る、という「保険の仕組み」をベースとしているのに対し、税方式は租税のみを財源として、支援の必要な人々に給付を行う仕組みである。そして、社会保険方式では、国民が保険料として支払うお金はすべて保険給付に使われることがあらかじめ決まっているのに対し、税方式では、国民が支払う時~~点~~はそこで税金が如何使われるかはあらかじめ決まってないという違いがある。

問2

社会保険方式を選択した理由は様々あるが、制度審の1950年勧告において、国民が自らの責任で自らの生活を守るという考え方（自助）を前提とした上で、社会保障については、この「自立・自助」の精神に即して、自らの責任として必要な費用を支払う仕組み（共助）である社会保険を中心として、税による援助（公助）は、社会保険でカバーできない人を救済する補完的な制度として追加付け、「自助・公助・公助」を組み合せた、その中で社会保険を中心とすることが明確に示されたという経緯があったため。

問3

「著者は介護サービスの拡大について介護保険の導入が大きな推進力となったと言ふ。」
「X/□y < V" | @±b q O %o f ž }
@±b q O %o f ž } 予している」と指摘しているが、私も同意する。
「X/□y < V" | @±b q O %o f ž }
@±b q O %o f ž } 茂が動いた」との岡本祐三氏の指摘も理解できる。専心行為を主とする場合、負担と給付の関係性に予算編成という国や地方公共団体の政策判断が介在することになる。のこと自体は柔軟な用途が考えられるという点ではメリットがあるともいえるが、負担する国民の側からすれば、負担と給付に直接の結び付きを見い出し難いというデメリットも考えられる。社会保険方式を採用したことが、負担と給付の関係性についての国民の意識を高め、社会保障制度の充実につながっているものと考える。

（※なお、解答例は賛成の立場で論じたものであり、反対の立場から論じても構わない。）